

公益社団法人 日本クレー射撃協会
定款の施行についての細則

第1章 総則

第1条（総則）

この規程は、公益社団法人日本クレー射撃協会（以下「本会」という。）の定款第69条の規定に基づき、本会の円滑な運営に必要な事項を定めるものとする。

第2章 理事及び監事の選出方法と順序

第2条（理事の選出方法と順序）

1 本会の理事の配分は、以下のとおりとする。

（1）本条第2項で規定する各ブロックが理事候補者を選出するブロック

選出理事4名

（2）役員候補者選考委員会が理事候補者を選出する学識経験者理事16名

2 本条第1項第1号で選出されるブロック選出理事候補者のブロック別の定数配分は以下のとおりとする。

◆北海道・東北ブロック：1名

（北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島）

◆関東ブロック：1名

（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、東京）

◆東海・北信越・近畿ブロック：1名

（静岡、岐阜、三重、愛知、新潟、富山、石川、福井、長野、
京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、滋賀）

◆中国・四国・九州ブロック：1名

（鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、徳島、高知、

福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

- 3 前項に定める各ブロックは、ブロック選出理事候補者を、本会が予め指定する日までに、ブロック選出理事候補者に関する規程に基づき選出する。
- 4 前項で選出するブロック理事候補者は、社員総会における理事選任時に70歳を超えてはならない。
- 5 役員候補者選考委員会は、第1項第2号で規定された定数の学識経験者理事候補者を、本会が予め指定する日までに選出する。
- 6 役員候補者選考委員会は、前項で選出する学識経験者理事候補者の内1名を、業界友好団体関係者から選出する。
- 7 第3項で選出されたブロック選出理事候補者及び第5項で選出された学識経験者理事候補者は、社員総会において理事候補者として上程され、社員総会の決議により理事に選任される。
- 8 本会は、本会上部団体が定めるスポーツ団体ガバナンスコード等に従い、外部理事の目標割合、女性理事の目標割合等の達成に向け善処する。

第3条（理事の補充）

- 1 ブロック理事に欠員が生じた場合、当該ブロックにおいて、再度、ブロック選出理事候補者を選出する会議を開催し、欠員が生じた数のブロック理事候補者を、本会が予め指定する日までに、各ブロックの正会員の中から選出する。
- 2 役員候補者選考委員会は、学識経験者理事に欠員が生じる場合に備え、予

め、補欠学識経験者理事候補者1名を、前条第5項の学識経験者理事候補者を選任する時に選出する。

- 3 ブロック理事に欠員が生じた場合は、第1項により選出されたブロック理事候補者を、学識経験者理事に欠員が生じた場合は、前項により選出された補欠学識経験者理事候補者を、それぞれ、社員総会において理事候補者として上程し、社員総会の決議を得るものとする。

第4条（監事の選出方法と順序）

- 1 役員候補者選考委員会は、定款第27条1項第2号規定の2名以上3名以内の監事候補者を、本会が予め指定する日までに、選出する。
- 2 前項で選出された監事候補者は、社員総会において監事候補者として上程され、社員総会の決議により監事に選任される。

第5条（監事の補充）

- 1 役員候補者選考委員会は、監事に欠員（2名を欠ける場合）が生じる場合に備え、予め、監事候補者1名を、本会が予め指定する日までに選出する。
- 2 監事に欠員が生じた場合、前項により選出した監事候補者を、社員総会において監事候補者として上程し、社員総会の決議を得るものとする。

第3章 専門委員会

第6条（専門委員会）

当会は、定款第63条の規定に基づき、以下の委員会を設けるものとする。

- 1 競技委員会（国体部門を含む）

- 2 審査委員会（検定・段級位・資格審査の各部門を含む）
- 3 強化委員会（医科学部門を含む）
- 4 役員候補者選考委員会
- 5 アスリート委員会

第7条（専門委員会の業務）

前条で規定する専門委員会は、それぞれ、以下に記載する事業及び業務を行う。

1 競技委員会

（競技部門）

- ア 各種競技大会の企画立案及び実施運営
- イ 競技大会における記録の公認
- ウ その他、競技に関する事項

（国体部門）

- ア 国体への参加や競技運営に関する事項
- イ 国体開催準備に関する事項
- ウ その他、国体に関する事項

2 審査委員会

（審査部門）

- ア 公認審判員の養成並びに資格の認定
- イ 公認射撃場指導員の養成並びに資格の認定
- ウ 各種競技大会の審査団の委嘱及び派遣
- エ 競技規則集の編集、発行
- オ その他、審査に関する事項

(検定部門)

- ア 装弾やクレール標的の検定
- イ 射撃場やクレール放出機・スコア・ボードの検定
- ウ その他、検定に関する事項

(段級位審査部門)

- ア 各種競技大会における段級位の審査及び認定
- イ 名誉段位の審査及び認定
- ウ その他、段級位審査に関する事項

(資格審査部門)

- ア 登録会員資格審査に関する事業
- イ 国際射撃スポーツ連盟 (ISSF)、(公財) 日本スポーツ協会及び (公財) 日本オリンピック委員会等の指導に基づく資格審査に関する事業
- ウ その他、資格審査に関する事項

3 強化委員会

(強化部門)

- ア 競技力向上のための調査研究及び技術指導
- イ 選手強化事業に関する情報の収集
- ウ 強化選手の選抜並びに、強化指導と育成
- エ 国際大会派遣代表選手、役員・コーチの選抜及び派遣
- オ 強化指導事業に従事するコーチ、指導者の養成と養成機関への推薦
- カ 外国優秀コーチの招聘
- キ (公財) 日本スポーツ協会及び (公財) 日本オリンピック委員会の選手強化関係機関への参画
- ク その他、強化に関する事項

(医科学部門)

- ア アンチ・ドーピングに関する啓蒙活動
- イ ドーピング検査事業の実施
- ウ JADA との連携や情報共有
- エ 競技力向上に資する医科学分野の調査研究
- オ 競技力向上に資する医科学分野の情報収集
- カ その他、医科学やアンチドーピングに関する事項

4 役員候補者選考委員会

- ア 学識経験者理事候補者の選出
- イ 補欠学識経験者理事候補者の選出
- ウ 監事候補者の選出
- エ 補欠監事候補者の選出
- オ その他役員の選考に関する事項

5 アスリート委員会

- ア 組織運営における会員選手の意見の反映
- イ 上部団体等との連携及び情報収集
- ウ アンチドーピングの教育や啓発に関する事項
- エ オリンピックムーブメントの推進活動に関する事項
- オ 選手のセカンドキャリアに関する事項
- カ その他、アスリートに関連する事業に関する事項

第8条（委員会規程）

前条で規定する専門委員会の構成及び運営等については、理事会が別に定める委員会規程による。

附 則

- (1) 平成 26 年 9 月 1 日より施行
- (2) 平成 27 年 12 月 10 日より改正施行
- (3) 平成 28 年 5 月 10 日より改正施行
- (4) 平成 30 年 3 月 12 日より改正施行
- (5) 令和 4 年 (2022 年) 3 月 31 日より改正施行
- (6) 令和 4 年 (2022 年) 5 月 09 日より改正施行
- (7) 令和 5 年 (2023 年) 3 月 06 日より改正施行

*2022 年度第 7 回理事会 承認 (2023 年 3 月 6 日)